

【ご来庁の皆様へ】

来庁時のマスク着用の見直し等について(お知らせ)

令和5年2月10日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部で「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定され、**同年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類感染症から5類感染症に引き下げられました。**

本庁舎におけるマスクの着用について

来庁者のマスク着用について

これまで来庁時にお願いしていたマスクの着用は、**個人の判断を基本とする**こととしています。

市役所への来庁時には、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。

市職員のマスク着用について

職員のマスクの着用につきましても、**個人の判断に委ねることを基本**とします。

ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い致します。